

将来を担う学生と研究団体を支援する奨学団体です

公益財団法人 戸部真紀財団

TOBE MAKI Scholarship Foundation

奨学金を希望する皆様へ

平成29年度 奨学生募集要項

1.趣旨

公益財団法人 戸部真紀財団（以下、本財団）は、日本国内で向学心に富み、学業優秀であり、且つ、品行方正である学部学生及び大学院学生に対して、奨学金を給付することにより、将来に有意なる人材を育成することを目的とします。

2.対象分野

化学、食品科学、芸術学、体育学／スポーツ科学、経営学

3.応募資格

- [1] 日本の大学及び大学院で修学している者（国籍は問いません）
 - [2] 学部学生（3年生以上）、修士課程、博士課程の者（専門職学位課程は対象外とします）
 - [3] 年齢が平成29年4月1日現在で30才以下の者
 - [4] 化学、食品科学、芸術学、体育学／スポーツ科学、経営学の分野で修学している者
 - [5] 向学心に富み、学業優秀であり、且つ、品行方正である者
 - [6] 学資の支弁が困難と認められる者
 - [7] 奨学金を得ることで、学業や研究により一層の深化、発展が期待される者
- 給付対象期間（平成29年4月1日～平成30年3月31日）を通して在籍していること。
 - 休学期間中は奨学金の給付を休止します。
 - 分野は、在籍する学部・学科、研究科に関わらず、対象分野のいずれかに関連する研究をしている方であれば、どなたでも応募できます。
 - 過去の採用者の専攻一覧についてはこちら をご参照ください。
 - 家計による応募制限はしていませんが、選考過程で審査の対象になります。
 - 海外からの留学生は私費留学の方に限ります。

4.採用人員

40名

5.奨学金の額と給付の方法

- [1] 給付金額
月額 5万円（年額 60万円）
但し、併給（返済義務なし）の場合は半額となる場合があります。
- 他機関の奨学金受給中、又は受給予定でも応募できますが、併給不可の機関に申請中または受給中の方はご応募をご遠慮ください。

- 返済義務なしの場合でも、大学独自の奨学金制度、学費の免除等は併給に該当しません。

[2] 給付の条件

当財団の奨学金は返済の義務はありません。

奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

[3] 給付の期間

平成29年4月1日より平成30年3月31日までの1年間

(給付期間終了後、当該年度実績等を審査し、1年間を限度に継続を認める場合があります。)

[4] 給付の方法

奨学金は原則として、本年4月から4ヶ月分を7月に、以降は翌年2月まで、偶数月の一定日に2ヶ月分を直接本人に給付します。

(本人名義の銀行等の預貯金口座に入金します。)

6.奨学金の休止、停止又は廃止

本財団が適当でないと判断した場合は、給付の休止、停止又は廃止を行います。

7.応募方法と手続き

[1] 提出書類

- ① 奨学生願書 (本財団指定用紙) 学部学生願書 大学院学生願書 学部学生願書 (記載例)
大学院学生願書 大学院学生願書 大学院学生願書 (記載例)
- ② 推薦状 (本財団指定用紙。右上に、学長又は学部長、研究科長等の記名捺印)
奨学金 推薦状 奨学金 推薦状 奨学金 推薦状 (記載例)
- ③ 在学証明書 (原本)
- ④ 成績証明書 (原本)
- ⑤ 住民票 (原本。マイナンバーが記載されていないもの)
- ⑥ 他の奨学金(給付・貸与)の機関名、期間、金額等を証明する写し (有の場合)
- ⑦ 写真1枚 (横3.5×縦4.5cm、上半身正面脱帽、提出日より3ヶ月以内に撮影したもの。裏面に名前を書き、願書に貼付のこと。写真データの印刷は不可)
 - 願書はワードファイルに直接入力したもの(フォントを11ポイントとする)を印刷しても、願書を印刷したものに手書きをしても、どちらでも可とします。ページ数の増減や様式の変更は認めません。1~2ページ目については小さいフォントの使用、及びページ数が増えない範囲で行の追加も可とします。
 - 願書は日本語で記入してください。採用後の連絡もすべて日本語で行います。
 - メールで連絡することがありますので、メールアドレスは正確に記載してください。メールが不通の場合は失格となる場合があります。
 - 在学証明書は平成29年4月1日以降に取得した新学年の証明書を提出してください。願書には平成29年度の学年を記入してください。
 - 作成書類はA4用紙を使用し、片面印刷としてください。(ホッチキス禁止)
 - 成績証明書は、学部学生は入学からの累計のもの、大学院学生は学部時代の累計のものに加えて、修士・博士の累計の成績書を提出してください。尚、編入者は編入前の成績書も併せて提出してください。留学生で原本の提出が困難な場合はコピーでも可とします。
 - 住民票は、本人のみの記載で、本籍を省略したもので結構です。留学生は、国籍・続柄・在留資格の記載のあるものを提出してください。
 - 学会発表及び論文投稿について、別紙にて一覧の添付を可とします。(記載例参照)
 - 芸術分野の方は参考資料の添付を可とします。(但し、A4用紙2~3枚程度)
 - 採用決定後に前年(1月~12月)の世帯収入がわかる所得証明書を提出していただきます。留学生で証明書が入手困難な者はその限りではありません。
 - 上記のルールが守られていない願書、及び書類不備(記入もれ等)は審査対象外といたします。
 - 応募書類は返却いたしませんので、必要な方はコピーをお取りください。

[2] 提出方法

本人が上記書類を揃えて、本財団宛に郵送してください。

[3] 提出期限

平成29年5月10日(水曜日) 本財団必着

- 全ての書類が上記期限までに到着しない場合は審査対象外となります。

〔4〕提出先（連絡先）

〒540-0021 大阪市中央区大手通三丁目2番21号
公益財団法人 戸部真紀財団 事務局

- ご質問等がある方は、当ホームページの「お問い合わせ」からお願いいたします。

8. 奨学生の決定

〔1〕採否結果発表・・・7月上旬頃

〔2〕奨学生の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を本人に通知します。

〔3〕選考の経過及び決定の理由は公表しません。

9. 奨学生の義務

〔1〕奨学生は、学期毎に成績証明書を、また平成30年3月末までに活動報告書及び在学証明書を理事長宛に提出しなければなりません。

〔2〕奨学生は奨学金の入金毎に奨学金受領書及び近況報告書を提出しなければなりません。期限までに両書類の提出がない場合、奨学金の給付を停止する場合があります。

〔3〕奨学生は本財団が行う交流会に出席しなければなりません。

（平成29年度交流会開催予定日）8月27日（日）～28日（月）の1泊2日
平成28年度の交流会の様子はこちらからご覧いただけます。

10. 個人情報の取扱について

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。